

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に
関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表三(一)

令二・四・一以後終了事業年度分

留保金額に対する税額の計算			
課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	円	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$)-(1))のいずれか少ない金額)	2	000	(1)の10%相当額
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	000	(2)の15%
計(21) (1)+(2)+(3)	4	000	(3)の20%相当額
			計 (5)+(6)+(7)
			8

課税留保金額の計算			
留保所得金額 (別表四「48の②」)	9	円	円
当期前期未配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	10		22
当期期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	11		
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「19」)-別表六(五)の「5の②」)と0のいずれか多い方)		円	円
住民税額 (28)	13	税額	22-別表六(二十九)「28」-別表六(三十)「13」)
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の十二)「1」)	14	住民税額	((22)又は(23))×(16.3%又は10.4%)
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	特定寄附金を支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×(20%又は40%)
連結法人間配当等の当期支払額	16	調整地方税額に係る控除額	$\left[(24) + ((\text{別表一「12」} + \text{「18」}) \times 16.3\% \text{ 又は } 10.4\%) \right] \times 20\%$
連結法人間配当等の当期受取額	17	住民税額から控除される金額	((25)又は(26)のいずれか少ない金額)
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表「18」)	18	住民税額	(24)-(27)
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19		
留保控除額 (別表三(一)付表「32」)	20		
課税留保金額 (19)-(20)	21	000	

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.12】10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。

【No.13】11欄の金額は、当事業年度中に基準日があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。